電 波 法及び 放 送 法 の 部を 改正する法 律案 $\overline{}$ 閣 法 第七号)(衆議院送付) 要旨

本法 律 案 は、 電 波 の 有 効 利 用 を 推 進 する た め、 電 波 利 用 料 の 負 担 の 在 IJ · 方 を 見 直 L て 電 波 の 経 済 的 価 値 に

係 る 諸 要 素 を 勘 案 L た料 額 を 定定 め るととも ĺĆ 電 波 利 用 共 益 費 用 の 使 途 の 範 井 を 見 直 す 等 の ほ ゕੑ 地 上 放 送

に つ 11 て、 外 資 規 制 の 実 効 性 の 確 保 を 义 る た め の 措 置 を 行 おうとする も の で あ ij そ の 主 な 内 容 は 次 の لح お

りである。

電 波 利 用 料 の 負 担 の 在 IJ 方 の 見 直 b

1 免 許 人 等 が 電 波 利 用 料 とし て 無線 局ごとに 玉 に 納 め な け れ ば な 5 な しし 金 額 に つ しし て、 無 線 局 の X 分に

応じ、 使 用す る 電 波 の 周 波 数 帯 及 び 周 波 数 の 幅、 空 中 線 電 九、 無 線 局 の 設 置 場 所 等 に従っ て 細 分 し て定

めることとし、料額表の改定を行う。

2 無 線 局 の 区分に応じて定めるものの ほ か、 広 範 囲 の 地 域 に おい て 同 の 者が開 設する無線 局 に 専 5 使

用 させることを目的とした広 域 専)用電 波 を 使 用 する免許 人は、 毎年、 その 周波数 の幅等を勘 案 して算定

される電波利用料を納めなければならないこととする。

電 波 利 用 共 益 費 用 の 使 途 の 範 拼 の 見 直

電 波 利 用 料 の 使 途 ع L て 電 波 の ょ IJ 能 率 的 な 利 用 に 資 なる技 術 に 関 す る 研 究開 発 に 要 する 費 用 並 びに

無 線 通 信 の 利 用 が 木 難 な 地 域 に お い て、 必 要 最 小 の 空 中 線 電 力 を 用 L١ て 無 線 通 信 を 利 用 で きるように す

た め の 伝 送 路 設 備 整 備 の 補 助 金 に 要 する 費 用 を 電 波 利 用 共 益 費 用 の 例 示 に 追 加 す る。

放 送 局 に 対 す る 外 資 規 制 の 在 1) 方 の 見 直

1 地 上 放 送 を す る 無 線 局 に 対 す る 外 資 規 制 に つ L١ て、 直 接 出 資 比 率と 総 務 省 令で定め る計 算 方法 に ょ 1)

計 算 さ れ た 間 接 出 資 比 率 の 合 計 割 合 を 五 分 の 未 満 ح す る 間 接 出 資 規 制 を 導 入 す

2 間 接 出 資 規 制 の 導 入 に 伴 ſί 株 主名簿 等 ^ の 記 載 等 の 拒 否、 議 決 権 の 制 限 に 関 す る 規 定 等 を 整 備 す ء چ

四、施行期日

こ の 法 律 は 公 布 の 日 から起算 して三月を超 え な しし 範 囲 内 に お ١J て 政令で定める日 から 施行 する。 ただ

ŕ 電 波 利 用 共 益 費 用 の 使 途 の 範 井 の 見 直 L に 係 る も の に つ ١J て は 公 布 の 日 か 5 放 送 局 に 対 す うる外 資 規

制 の 在 IJ 方 の 見 直 し に 係 る も の に つい て は、 公 布 の 日 から) 起 算 して六月を超えな L١ 範 井 内 に お 61 て政令で

定める日から施行する。